

# 7 屋根リフォームの設計

## 7-1 適用条件

### 1)適合対象建築物

昭和56年の建築基準法新耐震基準に適合する木造建築物

※昭和56年5月以前の建築物は専門家による耐震診断を受け、現行建築基準法との適合性を含めて構造の安全性を確認してください。

### 2)建築物の構造・規模

●建築規模:高さ16m以下の建築物

●屋根勾配:2.5寸以上

●既存下地間隔:既存建物の垂木間隔が500mm以下の建築物

●既存屋根材:[重ね葺き工法]セメント系新生瓦、アスファルトシングル限定

[葺き替え工法]セメント系新生瓦、アスファルトシングル、和瓦、金属製屋根など

増改築を伴う場合や、「大規模な修繕」、「大規模な模様替え」など、施工に着手する前にあらかじめ建築確認申請を必要とする場合があります。詳しくは所轄の建築指導課などで確認してください。

## 7-2 関係法令

### 1)確認申請

木造建築物2階建て以下の場合でも、増改築を伴う場合など施工に着手する前にあらかじめ建築確認申請が必要な場合があります。詳しくは所轄の指定確認検査機関などでご確認ください。

### 2)防火規制

既存外壁の防火性能が法令の改正によって既存不適格となっている場合には、リフォームの際に防火性能を改善して適法化させることが必要な場合があります。詳しくは所轄の指定確認検査機関などでご確認ください。

### 3)石綿に関する法令

建築物等の解体等工事における各種法令に遵守し適正な対応を行ってください。

詳細・最新の情報は各省庁のホームページ等をご確認ください。

#### 【石綿に関する代表的な法令(抜粋)】

・大気汚染防止法・同施行令・同施行規則の概要(環境省)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則(環境省)

・労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則(厚生労働省)

・石綿障害予防規則(厚生労働省)

・作業環境測定法・同施行令・同施行規則(厚生労働省)

・じん肺法・同施行規則(厚生労働省)

・建築基準法(国土交通省)

等